

自主的避難等対象区域（大玉村）から避難した申立人夫婦及び成人の子（二男）について、平成23年3月から同年12月までの避難費用、生活費増加費用及び精神的損害が賠償され（ただし、既払金は控除。）、申立人子（二男）に対しては、歩行困難等（身体障害者等級2級）の状態での避難生活を強いられたことを考慮して、精神的損害の増額分として20万円が賠償され、申立人妻に対しては、二男を介護しながら避難生活を送ったことを考慮して、精神的損害の増額分として20万円が賠償されるとともに、避難に伴い退職を余儀なくされたことを考慮して、平成23年4月から同年9月までの就労不能損害が賠償され、また、自主的避難等対象区域（二本松市）に居住しており、原発事故発生当時、大玉村の実家に帰省していたため、上記申立人らと一緒に避難した申立人子（成人、長男）についても、平成23年3月から同年12月までの避難費用、生活費増加費用及び精神的損害が賠償された（ただし、既払金は控除。）事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、及び同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目（1）申立人X1・X2・X4について

- ア 生活費増加費用及び移動費用
（中間指針第五次追補分を含む）
- イ 就労不能損害
- ウ 精神的損害
（中間指針第五次追補分を含む）

（2）申立人X3について

- ア 生活費増加費用及び移動費用
（中間指針第五次追補分を含む）
- イ 精神的損害
（中間指針第五次追補分を含む）

期間 平成23年3月11日から平成23年12月末日まで

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに

対し、金 2,202,592 円の支払義務があることを認める。

〈内訳〉

(1) 申立人 X 1・X 2・X 4 について

ア 生活費増加費用及び移動費用（中間指針第五次追補分を含む）	316,400 円
イ 就労不能損害	1,226,192 円
ウ 精神的損害（中間指針第五次追補分を含む）	580,000 円

(2) 申立人 X 3 について

ア 生活費増加費用及び移動費用（中間指針第五次追補分を含む）	20,000 円
イ 精神的損害（中間指針第五次追補分を含む）	60,000 円

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人らと被申立人は、第 1 項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求をしない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を 2 通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ 1 通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和 6 年 1 月 2 2 日

（仲介委員 廣瀬 健一郎）